

補助金調書

補助金名	福岡市町内会活動支援事業補助金			担当課 (連絡先)	市民局コミュニティ推進部 コミュニティ推進課(TEL 733-5161)
交付先	団体	自治会・町内会、 認可地縁団体		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		随時	
(公募の場合) 応募要件	福岡市内にある以下のいずれかに該当する団体 ①自治会・町内会 ②認可地縁団体(地方自治法第260条の2第1項に基づく認可を受けている団体)				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	令和4	年度	経過年数	5	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 自治会・町内会が主体的に行う地域の活性化や課題解決のための活動を支援することにより、住民同士のつながりや支え合いを促進し、良好で持続可能な地域コミュニティの実現を図る。</p> <p>【補助対象事業】 補助金を交付する対象となる事業は、補助対象団体が実施する次の各号に掲げる事業のうち、住民に周知して実施するもの。</p> <p>(1) 活動や運営についての情報を発信する事業 (2) 地域防災力の向上に資する事業 (3) 安全・安心な地域づくりに資する事業 (4) 未加入者への加入促進に資する事業 (5) 住民同士の交流促進に資する事業 (6) その他、地域の活性化や課題解決につながる事業</p>				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	地域コミュニティについては、参加者の減少や担い手不足などが課題となっている一方で、少子高齢化の進展や災害の激甚化・頻発化などから、その重要性が再認識されており、自治会・町内会が行う課題解決や活性化につながる取組みを支援することで、住民の自治意識の醸成と地域コミュニティの基盤強化を図る必要がある。				

【補助対象経費】

補助対象事業の実施に要する経費(下記の補助対象外経費を除く)

経費区分	内容
人件費	補助対象団体の役員等の役職に対する手当
団体の経常的な運営費	事務室の賃借料、コピー機のリース料等
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査などの活動の中心となる部分の委託
食糧費	団体役員・スタッフの打ち上げ・懇親会等。 ただし、酒類代を除く事業実施のため必要な、昼食代、弁当代、茶菓代は補助対象とし、限度額を設定する。 ・昼食代・弁当代 1人 1,500円以内 ・茶菓代 1人 200円以内

交付対象経費及び補助金の算定方法等

定額

【補助金の算定方法】

補助金の額は、補助対象経費の総額の範囲内において下記の表①に定める額を限度額とする。

ただし、以下に該当する場合は、表②のとおりとする。

- ・補助対象事業(1)のうち、活動に関心の低い住民が関心を持つよう、内容や手法に工夫を凝らしたもの
- ・補助対象事業(2)のうち、これまでに実施したことのない新たな取組みが含まれているもの

区分	補助率	限度額			備考
		1団体	2団体合同	3団体以上合同	
表①	1/2以内	50,000円	100,000円	150,000円	1年度につき1事業のみ
表②	4/5以内	100,000円	200,000円	300,000円	年度に関わらず各1回のみ

(間接補助の場合) 間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準

【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】

交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	(395) 件	519 件	409 件
	40,000 千円	(22,180) 千円	28,157 千円	23,548 千円

前年度補助事業の主な実施概要

- ・もちつき
- ・春まつり、夏まつり、秋まつり
- ・高齢者対象事業(敬老会、交流会)
- ・子ども対象事業(クリスマスイベント、新入生歓迎会)
- ・スポーツ大会、地域カフェ、花見
- ・町内防災訓練・避難訓練
- ・掲示板・HP等を活用した情報発信事業 など

補助金交付による効果

自治会・町内会が主体的に行う、地域防災力の向上、安全・安心な地域づくり、情報発信などの地域の活性化や課題解決につながる幅広い取組みを支援することで、住民同士のつながりや支え合いが促進され、顔の見える関係性が維持、構築されることに寄与している。

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。